

越谷市立西方小学校 PTA 会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は越谷市立西方小学校 P T A と称し、事務所を西方小学校内におく。

第2章 目的

第2条 本会は保護者と教職員が協力して、児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3章 活動

第3条 本会は前条の目的達成のために、次の活動をする。

1. よりよい保護者、教職員になるように努める。
2. 学校と家庭の緊密な連絡によって、児童を正しい方向に導く。
3. 学校の教育活動に協力する。
4. 教育的環境の整備に努める。
5. その他、目的達成に必要な活動をする。

第4章 方針

第4条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 特定の政党や宗教にかたよることなく、専ら営利を目的とする行為をしない。
2. 学校の人事、その他管理に干渉しない。

第5章 会員

第5条 本会の会員は西方小学校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者及び西方小学校に勤務する教職員とする。

第6章 役員

第6条 本会に次の役員をおく。

1. 本部役員
2. 学校長
3. 委員会役員
4. その他役員

【本部役員】

第7条 本会に次の本部役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名以上6名以内
3. 書記 2名以上5名以内、内1名教職員
4. 会計 2名以上5名以内、内1名教職員
5. 幹事 若干名
6. 監事 1名以上2名以内

第8条 本部役員の任務は、次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括し、会議を招集し、その議長となる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。
3. 書記は会議及び活動の重要事項を記録するほか、本会の庶務を行う。
4. 会計は会計事務を行う。
5. 幹事は必要に応じて庶務を行う。
6. 監事は会計を監査する。

第9条 本部役員の任期他は、次の通りとする。

1. 本部役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 本部役員(監事を除く)を2年務めると、その後の役員は免除とする。
3. 監事は2年任期を務めることにより、役員1年分とみなす。

【学校長】

第10条 学校長は学校管理並びに教育上、各委員会及び各種会議に出席し、意見を述べることができる。

【委員会役員】

第11条 委員会役員については、第7章に定める。任期は1年とし、再任を妨げない。

【その他役員】

第12条 本会に次の役員をおくことができる。

1. 顧問
2. しらこばと会会長

第7章 委員会

第13条 本会の会務を処理するために次の委員会をおく。但し必要に応じて特別委員会を設けることができる。

1. 常置委員会
2. 学年委員会
3. ひまわり学級委員会

4. 特別委員会

【常置委員会】

第 14 条 常置委員会の構成は、次の通りとする。

1. 常置委員会には、文化委員会・広報公聴委員会・環境保健委員会・学校応援委員会・校外生活委員会をおくことができる。
2. 文化委員会・広報公聴委員会・環境保健委員会・学校応援委員会は、1 学年から 5 学年より学級数×2 名の常置委員会役員をもって構成する。
3. 常置委員会は、常置委員会役員及び教職員で構成し、各委員会から委員長 1 名・副委員長 1 名以上・書記 1 名以上・会計 2 名以上を互選により選出し、会長が委嘱する。
4. 校外生活委員会は、本会が定める地区より 1 名以上をもって構成する。
5. 但し、第 14 条 2 は PTA 会員数などの状況により、委員会運営に支障をきたさない場合については、この限りではない。

【学年委員会】

第 15 条 学年委員会の構成は、次の通りとする。

1. 学年委員会は、同一学年の学年委員会役員及び、教職員で構成する。
2. 各学年から委員長 1 名・副委員長 1 名・書記 1 名以上・会計 2 名以上を互選により選出し、会長が委嘱する。

【ひまわり学級委員会】

第 16 条 ひまわり学級委員会の構成は次の通りとする。

1. ひまわり学級委員会は、全てのひまわり学級の中から選出された 1 名以上 2 名以下の委員会役員で構成する。
2. 委員長 1 名を互選により選出し、会長が委嘱する。

【特別委員会】

第 17 条 特別委員会の構成は次の通りとする。

1. 特別委員会は必要に応じて設けることができ、本部役員及び委員会役員で構成する。
2. 活動内容及び設置については、役員会において協議する。

第8章 役員選出

第 18 条 本部役員・委員会役員・その他役員の選出は次の通りとする。

1. 本部役員・委員会役員は、会員の中から選出し、総会にて承認する。
2. 文化委員会・広報公聴委員会・環境保健委員会・学校応援委員会は、1 学年から 5 学年より学級数×2 名、会員の中から選出する。
3. 校外生活委員会は、本会が定める地区より 1 名以上選出する。

4. 学年委員会は各学年から学級数×2名、会員の中から選出する。
5. ひまわり学級委員会は、全てのひまわり学級の中から1名以上2名以下選出する。
6. 顧問は本部役員の承認を得て会長が委嘱する。
7. しらこぼと会会長の選出については別に定めるものとする。
8. 但し、第18条2, 4はPTA会員数などの状況により、委員会運営に支障をきたさない場合については、この限りではない。

第9章 会議

第19条 本会の会議は、次の通りとする。

1. 総会
2. 役員会
3. 運営委員会

第20条 総会は定期総会及び臨時総会とする。定期総会は毎年1回開催し、役員・決算の承認・予算及び他の重要項目について審議決定する。臨時総会は会長が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要求があった場合には速やかに開催する。

第21条 総会の議決は、招集による議決、書面による議決のいずれかの方法に基づくこととする。

1. 招集による議決の場合は、会員の2分の1以上の出席(委任状を含む)で成立することとし、出席者(委任状を含む)の過半数で決することとする。
2. 書面による議決の場合は、会員の過半数で決することとする。
3. 委任状・書面決議書を未提出の場合は、全ての議案について賛成し、委任状・書面決議書を提出したものとする。

第22条 役員会は、原則每学期1回以上開催する。

第23条 運営委員会については、次の通りとする。

1. 運営委員会は、本部役員・学校長及び委員会の委員長をもって構成し、会長が招集する。
2. 運営委員会は、原則每学期はじめに開催し、本会の運営と委員会の調整をはかる。

第10章 会費

第24条 会費については、次の通りとする。

1. 本会の会費は、会費・寄付金・その他の収入をもってこれにあてる。
2. 本会の会費は、一世帯当たり月300円とする。
3. 本会の会費は、毎年6月を徴収月とし、年額3600円を一括で納めるものとする。
4. 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日とする。
5. 年度途中で新しく本会の会員となった場合の会費は、会員になった月の翌月から月割りをもちて徴収するものとする。
9. 年度途中で退会した会員の会費は、退会した月の翌月以降の会費を月割りをもちて返還するものとする。

第11章 しらこぼと会

- 第 25 条 より良い教育環境の整備をはかるため、しらこぼと会をおく。
1. しらこぼと会会長を 2 年務めると、その後の PTA 役員は免除とする。
 2. 尚、会則については別に定めるものとする。

第12章 会則

- 第 26 条 本会則に規定していない事項については、運営委員会または役員会において協議する。
- 第 27 条 本会の会則の改正は、総会に諮り議決する。
- 第 28 条 表彰・慶弔費、PTA クラブ活動については細則で別に定める。
- 第 29 条 個人情報取扱については細則で別に定める。
- 第 30 条 本会の会則は、昭和 5 1 年 5 月 2 6 日より施行する。
- 第 31 条 本会の細則の改正は、運営委員会に諮り議決する。

- 付則 昭和 5 2 年 5 月 1 9 日一部改正実施する。
- 昭和 5 3 年 5 月 1 6 日一部改正実施する。
- 昭和 5 4 年 5 月 2 2 日一部改正実施する。
- 昭和 5 5 年 5 月 2 6 日一部改正実施する。
- 昭和 5 6 年 5 月 2 9 日一部改正実施する。
- 昭和 5 9 年 5 月 8 日一部改正実施する。
- 昭和 6 2 年 5 月 2 3 日一部改正実施する。
- 平成 3 年 5 月 1 1 日一部改正実施する。
- 平成 5 年 5 月 2 2 日一部改正実施する。
- 平成 6 年 5 月 2 1 日一部改正実施する。
- 平成 9 年 5 月 1 7 日一部改正実施する。
- 平成 1 9 年 5 月 1 8 日一部改正実施する。
- 平成 2 2 年 5 月 2 1 日一部改正実施する。
- 平成 2 4 年 5 月 1 1 日一部改正実施する。
- 平成 2 5 年 5 月 1 0 日一部改正実施する。
- 平成 2 7 年 5 月 8 日一部改正実施する。
- 平成 3 0 年 5 月 1 1 日一部改正実施する。
- 令和 3 年 2 月 1 0 日一部改正実施する。
- 令和 4 年 5 月 1 3 日一部改正実施する。
- 令和 4 年 1 2 月 7 日一部改正実施する。
- 令和 5 年 5 月 1 9 日一部改正実施する。